

## 指定居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、厚生労働省第 37 号第 8 条に基づいて、重要事項を以下の通り説明いたします。

### 1.居宅療養管理指導事業所の概要

#### (1)事業所の概要

事業所の名称	医療法人社団 心 坂の上ファミリークリニック
指定事業所番号	2217210208
所在地・連絡先	住所 静岡県浜松市中央区小豆餅 4 丁目 4 番 20 号 電話 053-416-2164
管理者氏名	小野 宏志
営業日	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
通常の事業実施地域	原則 浜松市全域（当院から 16km を超える天竜区を除く） 磐田市（事業所から 16km 以内）湖西市（事業所から 16km 以内）

#### (2)事業所の職員体制

職名	資格	常勤	業務内容
医師による居宅療養管理指導従事者	医師	1 名以上	利用申し込みの調整、業務等の管理及び居宅療養管理指導の提供にあたる

### 2.事業目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	1) 当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。 2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者またはその家族からの介護に関する相談を懇親丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導または助言を行う。 3) 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 4) 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### 3.サービスの内容と費用

#### (1)サービスの内容

訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又はに基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について理解しやすいように指導又は助言を行う。

## (2)利用料金

1ヶ月に2回を上限とし、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

## (3)交通費

利用者の居住地域によっては、訪問に要する交通費を実費負担いただく場合があります。交通費が発生する場合は、あらかじめ説明を行い利用者の同意を得ます。

## (4)料金の支払い方法

事業所は、1ヶ月ごとに利用者負担金およびその他の費用を請求し、利用者は原則として事業所の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。利用者が希望する場合は金融機関への振込み、現金回収にてお支払いいただくことも可能です。なお材料費等の実費は、サービス提供時にその都度現金にてお支払い下さい。

## 4.サービスの終了

### ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます。

### イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は事業終了30日前までに文書で通知します。

### ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合。(在宅施設を除く。)

(イ) 介護給付(若しくは介護予防給付)でサービスを受けていた利用者の要介護(若しくは要支援)設定区分が非該当(自立)と設定された場合。(介護給付費でのサービスはうけられませんので、ご相談下さい。)

(ウ) 利用者が亡くなられた場合

### エ その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 5.サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所	担当者：坂の上ファミリークリニック 医事課 053-416-2164
浜松市役所 健康福祉部中央福祉事業所長寿支援課 介護保険グループ	053-457-2324
浜松市役所 健康福祉部中央福祉事業所長寿支援課 東介護保険グループ	053-424-0184
浜松市役所 健康福祉部中央福祉事業所長寿支援課 西介護保険グループ	053-597-1119
浜松市役所 健康福祉部中央福祉事業所長寿支援課 南介護保険グループ	053-425-1572

浜松市北区役所 長寿保険課 介護保険グループ	053-523-2863
浜松市役所 健康福祉部浜名福祉事業所長寿保険課 介護保険グループ	053-585-1122
磐田市 健康福祉部 高齢者支援課	0538-37-4769
湖西市 高齢者福祉課 介護保険係	053-576-1104
静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	054-253-5590

## 6.緊急時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、速やかに市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐ対策を講じます。

## 7.秘密保持について

- (1)当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2)当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3)事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲で利用者またはご家族の個人情報を用います。

## 8.サービス提供の記録

サービス提供に関する記録は、契約終了後2年間保存します。利用者またはご家族に限り、記録の閲覧及び実費を支払って写しの交付を受けることができます。

## 9.その他サービスの留意事項

- (1)当サービスは、医師の判断に基づいてサービスが提供されるものです。
- (2)当事業所の従事者は、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等はいたしません。

## 10.虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止又は発生、再発を防止するため以下を定める。

- (1) 虐待防止のため委員会を設置する。
- (2) 虐待防止のため指針を整備する。
- (3) 虐待防止のため研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止のため担当者を決める。